定　　款

株式会社グラフィコ

第１章　総　　則

（商　　号）

第１条　当会社は、株式会社グラフィコと称し、英文ではGRAPHICO, Inc.と表示する。

（目　　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．化粧品、健康食品、医薬部外品及び医薬品の企画、製造、販売、卸及び輸出入
２．広告、宣伝に関する企画、制作及び販売
３．店舗設計、商業印刷物の作成
４．ソフトウェアの企画、製造、販売
５．飲食店の経営
６．経営コンサルティング業務
７．特許権・著作権等の管理・貸与及び運用
８．日用品雑貨の販売及び輸出入
９．茶類、清涼飲料水、食品の企画、製造、販売及び輸出入
10．輸入代行業務
11．医療及び美容機器、検査機器、医療・美容用具等の企画・製造、リース、レンタル及び販売
12．薬局の経営
13．前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都品川区に置く。

（公告の方法）

第４条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

（機　　関）

第５条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）　取締役会
（２）　監査役
（３）　監査役会
（４）　会計監査人

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、3,200,000 株とする。

（自己株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利。

（株主名簿管理人）

第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第１１条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招　集）

第１２条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨

時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年６月 30 日とする。

（招集権者及び議長）

第１４条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。

（決議の方法）

第１５条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる出席株主の議決権の過半数の決議をもって決する。

２　会社法第 309 条第２項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の決議をもって決する。

（議決権の代理行使）

第１６条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。この場合は、代理権を証する書面を提出しなければならない。

２　株主は、前項の代理権を２人以上の者に代理させてはならない。

（議事録）

第１７条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第１８条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第１９条　当会社の取締役は 11 名以内とする。

（取締役の選任）

第２０条　当会社の取締役は、株主総会の決議において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

２　当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第２１条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２２条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２３条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の招集通知）

第２４条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ、また、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第２５条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　当会社は会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第２６条　取締役会の議事については、その経過要領及びその結果並びにその他法令で定

める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第２７条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第２８条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第２９条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第 423 条第１項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第 423 条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第５章　監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第３０条　当会社の監査役は４名以内とする。

（監査役の選任）

第３１条　当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

２　前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第３２条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。

（常勤の監査役）

第３３条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第３４条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができ、また監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議）

第３５条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第３６条　監査役会の議事録については、その経過要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）

第３７条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第３８条　監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第３９条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第 423 条第１項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第４０条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第４１条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（会計監査人の報酬）

第４２条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　計　　算

（事業年度）

第４３条　当会社の事業年度は毎年７月１日から翌年６月 30 日までとする。

（剰余金の配当の基準日）

第４４条　剰余金の配当の基準日は、毎年６月 30 日とする。

（中間配当）

第４５条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年 12 月 31 日を基準日として中間配当を行うことができる。

（剰余金の配当等の除斥期間）

第４６条　剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2020 年５月 28 日　一部改定